入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当院の運営に温かいご理解ご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、<u>令和7年4月1日より</u>、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の 自己負担金額が下記の通り変更となります。

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
① 一般(課税世帯)	490円	<u>510</u> 円
② 住民税非課税(Ⅱ)	180円または230円	<u>190</u> 円または <u>240</u> 円
③ 住民税非課税(I)	<u>110</u> 円または <u>140</u> 円	<u>110</u> 円または <u>140</u> 円

なお、指定難病の方は、280円→300円となります。

ご不明な場合は、事務所までお声をおかけください。

高木病院 事務